

メセナホール友の会入会申込書

裏面「メセナホール友の会 会則」および下記「チケット購入時のご注意」に同意の上申し込みます。

★は記入必須の項目です

★申込の種類 (どちらかに○をしてください)		★会費納入方法 (どちらかに○をしてください)		★希望する会員種別 (どちらかに○をしてください)	
新規申込	届出内容変更	窓口持参	現金書留 (送料自己負担)	個人 (¥3,000/年度)	家族 (¥5,000/年度)
★氏名	フリガナ				
★住所	〒 ー				
★連絡先 (日中ご連絡の取れる番号をお願いします)			固定電話	()	ー
			携帯電話	()	ー
★友の会先行購入のために入会をご希望されますか?	いいえ	はい	→ 「はい」と答えた方は、ご希望の公演をお教えてください		
翌年度以降も友の会をご継続する場合、口座振替を希望する方は○をしてください				翌年度以降の口座振替を希望する	

◆チケット購入時のご注意◆

- ・ 発売日の窓口販売は9:00から、電話予約は11:00から受付致します。
- ・ 発売日は混雑を防止するため、整理券を配付することがございます。
- ・ 発売日の窓口販売で完売した場合、電話予約を承れない場合もございます。
- ・ 発売日は電話がつながりにくくなる可能性があります。
- ・ 公演の中止や完売等によりチケットの購入ができなかった場合も、年会費の返還は行いません。

一般財団法人須坂市文化振興事業団(以下「事業団」)は、お客様にご提供いただいたお名前、ご住所、メールアドレス、電話番号等、特定の個人を識別できる情報(以下、「個人情報」)を取り扱う業務の実施に当たっては、須坂市個人情報保護条例を遵守し、個人情報を適正に扱うべく下記のような方針を定めます。

個人情報を取り扱うためのルール

1. 収集の制限：事業団が個人情報を収集するときは、目的を明確にし、必要な範囲内で、原則として本人から収集します。また、思想、信条、宗教など、その取扱いに注意を要する情報は、原則として収集しません。
2. 目的外利用・提供の制限：目的の範囲を超えて、個人情報を内部で利用したり、外部に提供したりすることは、原則として行いません。
3. 適正な管理：保有する個人情報は、正確かつ最新の状態を保つようにします。また、漏えい、滅失などがないように適正に管理するとともに、不要になった情報は速やかに廃棄します。

..... 事務局使用欄

入会日	・ ・
-----	----------------

会員No.
-------	-------	-------	-------	-------	-------

備考	

処理	担当者印		
	DB処理	会員証引渡	会費受取

メセナホール友の会 会則

(名称)

第1条 この会は、メセナホール友の会（以下「メセナ友の会」という。）と称します。

(所在地)

第2条 メセナ友の会は、須坂市文化会館（メセナホール）内に置きます。

(目的)

第3条 メセナ友の会は、メセナホールを中心とした優れた舞台芸術を鑑賞し、情緒を豊かにするとともに、メセナ活動を通して会員相互の交流を深め、新しい地域文化の創造をめざすことを目的とします。

(会員及び会費)

第4条 会員は、メセナ友の会の目的に賛同した者としてします。

2 会員の種類及び会費は、次のとおりとします。

- | | | |
|----------|--------|---------|
| (1) 個人会員 | 1人 | 3,000円 |
| (2) 家族会員 | 1家族 | 5,000円 |
| (3) 賛助会員 | 1口(1人) | 10,000円 |
- 3 会員には、会員証を交付します。
- 4 納入した年会費は返還しないものとします。

(有効期間)

第5条 会員の有効期間は、年会費を納入した日の翌日から年度末（3月31日）までとします。

(事業)

第6条 メセナ友の会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) 会員の芸術文化意識の高揚をはかる事業
- (2) 情報誌「MESENA」の発行
- (3) メセナホール催し物の情報提供
- (4) その他、目的達成に必要な事業

(特典)

第7条 メセナ友の会の会員は、次の特典を受けることができます。

- (1) メセナホール主催事業の入場料割引及び一般発売日前の予約
- (2) メセナホール催し物情報の提供
- (3) 会員が自ら開催する文化事業の企画等への相談及び出演者交渉や情報提供
- (4) 賛助会員の広告掲載等

(役員)

第8条 メセナ友の会に、次の役員を置きます。

- 会長1名、副会長3名以内（内1名は会計担当）、理事10名以内、会計監査2名
- 正副会長は、会員の中から選出し、総会で承認することとします。
- 3 理事及び会計監査は、会員の中から選出し、会長が委嘱することとします。
 - 4 理事会の承認を得て、顧問又は相談役を置くことができますこととします。

(役員の仕事)

第9条 会長は、メセナ友の会を代表し、会務を統括します。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長があらかじめ指名する順に従いその職務を代行します。

3 理事は、メセナ友の会の運営全般を協議するとともに、会員その他の住民に対し、メセナホールのイベント情報及びメセナ友の会の情報提供をサポートします。

4 会計監査は、メセナ友の会の会計を年1回監査し、その結果を理事会に報告します。

(役員の仕事)

第10条 役員の任期は、2年とします。ただし、再任を妨げません。

(会議)

第11条 会議は、総会、理事会及び正副会長会とします。

2 総会は適宜開催し、会員の芸術文化意識の高揚を図るとともに、会員相互の交流を深める場とします。

3 理事会は、年1回以上開催し、事業計画、予算、事業報告及び決算を審議する最高決議機関とし、議決事項は出席理事の過半数で決定します。また、理事会で決定した内容は郵送あるいは情報誌「MESENA」への掲載をもって会員へ通知します。

4 正副会長会は、必要に応じて会長が招集し、メセナ友の会の運営全般を協議し、事業執行に関する責任機関とします。

(事務局)

第12条 メセナ友の会の事務及び会計を処理するため、次の職員を置きます。

(1) 事務局長は、会長の委嘱により須坂市文化会館館長を充てます。

(2) 事務局次長、事務局員は、会長の承諾を得て事務局長が委嘱します。

2 事務局は、会員の個人情報保護には特に留意して会員管理を行います。

(経費)

第13条 メセナ友の会の経費は、会費及びその他をもってこれに充てます。

(積立金)

第14条 記念事業費又は不測の出費に充てるため、メセナ友の会の活動支援を目的とする寄附金又は事業年度の収支決算において余剰金が生じたときは、理事会の決議を経てこれを「周年事業等積立金」として積み立てておくことができるものとします。

(会計年度)

第15条 メセナ友の会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

(会則の改廃等)

第16条 この会則の改廃については、理事会で決することとします。

2 この会則に定めのない事項については、会長が別に定めることとします。

附 則

この会則は、平成17年12月1日から適用し、平成5年4月1日施行の「メセナホール友の会則」は、廃止します。

附 則

この会則は、平成24年度第1回理事会議決の日から適用します。

附 則

この会則は、平成26年度第1回理事会議決の日から適用します。

附 則

この会則は、平成29年度第1回理事会議決の日から適用します。

附 則

この会則は、令和元年度第1回理事会議決の日から適用します。